

2016年2月8日

## 自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成28年2月8日開催の取締役会におきまして、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、お知らせいたします

## 1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の強化、資本効率の向上および機動的な資本政策の実施を目的として、自己株式を取得するものであります。

## 2. 取得に係る事項の内容

(1)取得対象株式の種類	普通株式
(2)取得し得る株式の総数	45,000,000株(上限) (平成28年1月末日の発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合5.40%)
(3)株式の取得価額の総額	60,000,000,000円(上限)
(4)取得期間	平成28年2月9日～平成28年3月31日
(5)取得方法	東京証券取引所における市場買付  1. 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付 2. 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

なお、(5)取得方法の「1.」につきましては、平成28年2月9日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により33,000,000株(上限)の取得を予定しております。取得株価など具体的な取得方法は決まり次第お知らせいたします。

(参考)平成28年1月末日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	833,474,435株
自己株式数	14,948,234株

